

下 総 第 5 4 0 号
令和7年(2025年)5月15日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和6年(2024年)4月23日付け監査報告第10号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 上下水道局 お客さまサービス課（下水道整備課分）
総務課（旧：企画総務課） 〕

[指摘事項]

- (1) 下水道事業受益者負担金の収入事務における督促状の発送について、下関市上下水道局債権管理規程（以下「債権管理規程」という。）第6条第1項の規定により、督促状は履行期限から20日以内に発送しなければならないが、発送が遅延しているものがあつた。債権管理規程等に基づき、適正に債権管理を行われたい。（下水道整備課）

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、督促状の発送については、受益者負担金の業務処理手順を課内で再確認し、発送遅延がないよう徹底しました。

[指摘事項]

- (2) 下水道事業受益者負担金の収入事務における公示送達について、以下の事項が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。（下水道整備課）

ア 不達により返戻された下水道事業受益者負担金（変更）決定通知書（以下「決定通知書」という。）及び下水道事業受益者負担金納入通知書（以下「納入通知書」という。）について、納入通知書のみ公示送達を行っており、決定通知書については公示送達していなかった。

イ 不達により返戻された納入通知書及び督促状（以下「納入通知書等」という。）について、返戻となった納入通知書等の納期限を変更することなく公示送達していたため、納期限を過ぎた納入通知書等を送達したこととなっていた。公示送達では掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があつたものとみなされるが、納税告知書など期限の指定のあるものについては、その期限前に送達の効力を発生させることを要する。本件では、送達の効力発生前の日を納期限としていたため、送達した納入通知書等は効力がないものとなっていた。

(改善措置状況)

ア 決定通知書及び納入通知書の公示送達については、令和6年度から納入通知書と併せて決定通知書に対しても行うよう改善し、適正な事務処理に努めます。

イ 納入通知書等の納税告知書など期限の指定のあるものの公示送達については、令和6年度から送達の効力のある新たな納期限を設定する

よう業務フローを見直し、設定した納期限を複数の職員で確認する運用へ改めました。

[指摘事項]

- (3) 旅行命令に係る旅費計算において、下関・福岡空港間を高速バス利用としていたが、改定前の運賃で計算されており、また、旅行日において当該路線は既に廃止されていた。所管課に確認したところ、高速バスの運賃改定等の確認を失念しており、最も経済的な方法として高速バス利用としていたが、改定後の運賃及び経路で計算すると鉄道利用の方が経済的となるとのことであった。実際の旅行においては鉄道を利用していたが、旅費の精算時において当該旅費の再計算がなされておらず、旅費の支給不足が生じていた。所要の措置を講じるとともに適正に事務処理されたい。(企画総務課)

(改善措置状況)

今回の指摘を受け旅費の再計算を行い、不足額については、令和6年3月21日に追加支給しました。今後は事前に旅行者と経路及び金額の確認を徹底することにより適正な事務処理に努めます。

以上